

総税企第102号
平成23年8月12日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長 殿
各指定都市議会議長

総務大臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の施行等について（通知）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第258号）及び地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成23年総務省令第118号）は平成23年8月12日にそれぞれ公布され、同日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

I 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 不動産取得税

- (1) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者等が、当該家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則5 1③）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則3 1③）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内家屋及び代替家屋に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内家屋を警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域設定指示区域内に所有していたことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（令附則3 1⑤、則附則2 2の2）。

- (2) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過するまでの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の敷地の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則5 1④）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上にある代替家屋に当該所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則3 1④）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象土地及び代替家屋の敷地の用に供する土地に関する事項等を記載した書類等を道府県知事に提出しなければな

らないこととした（令附則 3 1 ⑤、則附則 2 2 の 2）。

2 自動車取得税

- (1) 次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が同日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に行われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則 5 2 ②）。

(ア) 警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

(イ) 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、同日から 2 月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

(ウ) 警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、同日から 2 月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

また、当該特例措置について、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなる自動車の要件を用途の廃止又は解体を事由として永久抹消登録等がされたものとする（令附則 3 2 ②）。

当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則 3 2 ③）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車及び特例を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び警戒区域設定指示区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（令附則 3 2 ⑤、則附則 2 3 ②）。

- (2) 対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした（法附則 5 2 ③～⑥）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則3 2 ④）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車及び特例を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（令附則3 2 ⑤、則附則2 3 ②）。

3 自動車税

(1) 平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に限り、対象区域内用途廃止等自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、同日から平成26年3月31日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則5 4 ②）。

(2) 対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が2の(2)の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした（法附則5 4 ③～⑥）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車及び特例を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び2の(2)の特例の適用を受けたことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（令附則3 2の2 ①、則附則2 3の2 ①）。

(3) 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、警戒区域設定指示が行われた日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした（法附則5 4 ⑦）。

また、当該特例の適用に関し、対象区域内用途廃止等自動車に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内用途廃止等自動車の登録事項等証明書等を当該対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の主たる定置場所在の道府県知事に提出しなければならないこととした（令附則3 2の2 ②、則附則2 3の2 ②）。

第2 市町村税の改正に関する事項

1 固定資産税及び都市計画税

- (1) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が平成24年3月31日までに市町村長又は都道府県知事に対して行った警戒区域設定指示、住民に対し避難のための立退き若しくは屋内への退避又は緊急時の避難のための立退き若しくは屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示等の対象となった区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して固定資産税又は都市計画税を課することが公益上その他の事由により不相当と認める区域について、市町村の長は、当該区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとし、市町村は、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成23年度に係る賦課期日において所在した家屋に対しては、第342条又は第702条第1項の規定にかかわらず、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした（法附則55の2）。
- (2) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「対象区域内住宅用地」という。）の所有者等が、当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該取得された土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした（法附則56⑬）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内住宅用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地の範囲及び当該特例措置の適用を受ける土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる範囲について所要の規定の整備を行うこととした（令附則33⑳～㉓）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内住宅用地及び特例を受けようとする土地に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内住宅用

地を警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域設定指示区域内に所有していたことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（令附則 3 3 ㉑、則附則 2 4 ㊲）。

- (3) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の所有者等が、当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を、当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合における当該家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る税額を最初の4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する特例措置を講ずることとした（法附則 5 6 ㊴）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、減額措置の対象となる家屋の床面積の算定方法等について所要の規定の整備を行うこととした（令附則 3 3 ㉒～㉔、則附則 2 4 ㊳）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内家屋及び特例を受けようとする家屋に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内家屋を警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域設定指示区域内に所有していたことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（令附則 3 3 ㉑、則附則 2 4 ㊲）。

- (4) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した償却資産（以下「対象区域内償却資産」という。）の所有者等が、一定の区域内に当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置を講ずることとした（法附則 5 6 ㊵）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内償却資産の所有者、当該対象区域内償却資産が地方税法の規定により共有物とみなされたものである場合における買主、当該所有者が個人である場合におけるその相続人及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける部分等について所要の規定の整備を行うこととした（令附則 3 3 ㉕～㉗）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内償却資産及び特例を受けようとする償却資産に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内償

却資産を警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域設定指示区域内に所有していたことを約する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（令附則 3 3 ㉙、則附則 2 4 ㊲）。

2 軽自動車税

- (1) 平成 2 3 年度から平成 2 5 年度までの各年度分の軽自動車税に限り、対象区域内用途廃止等軽自動車等に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、同日から平成 2 5 年 4 月 1 日までの間に対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合における当該取得された軽自動車等に対しては、軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則 5 7 ④⑥⑧）。

また、当該特例措置について、対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなる軽自動車等の要件を地方税法第 4 4 7 条第 1 項の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出等されたものとする（令附則 3 2 ②、3 4 ③⑥）。

当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等の警戒区域設定指示が行われた日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則 3 2 ③、3 4 ④⑦）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等軽自動車等及び特例を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（令附則 3 4 ⑨、規則附則 2 5 ④⑤⑥）。

- (2) 対象区域内軽自動車等の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内軽自動車等以外の軽自動車等（以下「他の軽自動車等」という。）を取得した場合において、当該他の軽自動車等の取得をした後に、対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車等を対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車等に対する平成 2 3 年度から平成 2 5 年度までの各年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は還付する特例措置を講ずることとした（法附則 5 7 ⑤⑦⑨～⑫）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等の警戒区域設定指示が行われた日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則 3 2 ④、3 4 ⑤⑧）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等及び特例を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（令附則 3 4 ⑨、則附則 2 5 ④⑤⑥）。

- (3) 対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内軽自動車等は、警戒区域設定指示が行われた日以後軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした（法附則 5 7 ⑬）。

また、当該特例の適用に関し、対象区域内用途廃止等軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったことを証する書類等を当該対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村長に提出しなければならないこととした（令附則 3 4 ⑩、則附則 2 5 ⑦⑧⑨）。

第三 その他

第 1 の 1 から 3 まで並びに第 2 の 1（(1)を除く。）及び 2 については、平成 2 3 年 4 月 2 1 日における警戒区域設定指示区域であって同年 3 月 1 2 日において内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であった区域を、同年 3 月 1 1 日から警戒区域設定指示区域であったものとみなして、新法の規定を適用することとした。

II 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正に関する事項

1 平成 2 3 年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額を埋めるため、地方債を起すことができるものとし、当該起すことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする事とした（特別財政援助法 9）。

2 平成 2 3 年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の 1 0 0 分の 7 5 の額を加算する特例を設けることとした（特別財政援助法 1 0）。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「特別財政援助法」：東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）